

## KOUKIKOUREISHA NEWS

### 負担割合が変わる方は 保険証の交換が必要です

お手元の保険証の有効期限は、平成23年7月31日までですが、医療機関で支払う窓口負担の割合は、前年の所得に応じて毎年判定することになっていますので、有効期限内でも負担割合が変わる場合があります。

8月から負担割合が変わる方へ、7月中に案内をしますので、住民課で保険証を交換してください。

#### 窓口負担割合

医療機関で支払う窓口負担の割合は、3割負担と1割負担があります。

3割負担(現役並み所得者)  
住民税課税所得が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者の方です。

ただし、左表の条件に該当する方は、住民課で申請することで1割負担になります。

#### 申請すると窓口負担割合が1割になる方

世帯構成	条件
被保険者が1人で、ほかに70歳以上の方がいない世帯	被保険者の収入が383万円未満
被保険者が1人で、ほかに70～74歳の方がいる世帯	70～74歳の方と被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が2人以上いる世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満

1割負担  
3割負担以外の方は、1割負担です。

#### 減額認定証

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際に医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。現在お使いの減額認定証は、7月31日で有効期限が満了しますので、8月以降は使用できません。

減額認定証を持ち、家族全員の所得課税情報が判明している、8月1日以降も該当する方には、7月中に新しい減額認定証を送付します。7月中に送付のない方も、入院中または、入院予定の場合は該当する可能性がありますので、お問い合わせください。

## KOUKIKOUREISHA NEWS

### 知っていますか 自己負担限度額

#### 自己負担限度額

高額療養費  
1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えると、超えた額は高額療養費として支給されます。

#### 高額医療費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	区分 区分	24,600円
		15,000円

過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目以降は44,400円になります。

入院時の食事代など入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代や居住費を支払います。  
右下の表の区分で、減額認定証の長期入院該当年月日欄に日付が記入されていない方は、過去12カ月の入院日数が90日を超えると食事代が軽減される場合がありますので、お問い合わせください。

#### 食事代・居住費の標準負担額

区分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院)		生活療養標準負担額 (療養病床に入院)	
	食事代(1食)		食事代(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者・一般	260円		460円	
住民税非課税世帯	区分	90日までの入院	210円	320円
	区分	過去12カ月で90日を超える入院	160円	
住民税非課税世帯	区分	年金受給額が80万円以下の方	130円	0円
	区分	老齢福祉年金を受給している方	100円	

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせは、

住民課生活安全グループへ  
☎76・2130

KOKUHO NEWS

## 新制度

### もし失業してしまったら 国保税が軽減されます

倒産や解雇、雇止めによつて離職を余儀なくされた方について、離職日の翌日から一定期間、国民健康保険税(国保税)を軽減する制度ができました。

離職して、現在国保に加入している方や、社会保険を任意継続している方は、軽減を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

**対象者**  
次の①～③のすべてに該当する方です。

- ① 離職年月日が、平成21年3月31日以降
  - ② 離職日に65歳未満
  - ③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれか
- 季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。
- 軽減内容**  
国保税を算定するにあたり、対象者の前年所得のうち、給与所得を100分の30とみなします。なお給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得および適用期間外は軽減の対象外です。
- 適用期間**  
軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。ただし、制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日～平成22年3月30日)に離職した方は、平成22年度末までです。
- 申告方法**  
軽減を受けるには申告が必要ですが、次のものを持って、住民課へお越しください。  
雇用保険受給資格者証  
印鑑

KOKUHO NEWS

### 国保税限度額が改正 税率は改正なし

国保税は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガの医療費に充てる税金です。

国保税額は医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援金分、40～64歳の人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。

今年度は、医療分と支援金分の課税限度額だけが改正され、税率は改正されません。詳しくは下表のとおりです。

平成22年度の国保税額

	賦課標準	医療分	支援金分	介護分
所得割	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	5.6%	1.0%	0.9%
資産割	今年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	38.0%	6.0%	7.6%
均等割	加入者1人につき	30,000円	6,000円	9,000円
平等割	加入1世帯につき	25,000円	4,000円	6,000円
課税限度額	算定した合計額の限度額	改正前	470,000円	120,000円
		改正後	500,000円	130,000円

**国保税の軽減**  
前年中の世帯の合計総所得額が下表の基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が軽減されます。

そのほか、国保加入者が後期高齢者医療保険の加入者となったため、その世帯の国保加入者が1人となった場合は、平等割が半額になります。

#### 国保税の軽減基準

世帯の合計総所得額	軽減率
33万円以下	7割軽減
33万円 + [24万5千円 × (世帯主以外の国保加入者数 + 世帯主以外の旧国保加入者数)] 以下	5割軽減
33万円 + [33万円 × (世帯の国保加入者数 + 世帯の旧国保加入者数)] 以下	2割軽減

旧国保加入者とは、国保から後期高齢者医療保険に移行した方です。

国民健康保険税に関するお問い合わせは、

住民課町税グループへ

☎76・2130